

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月29日から同年9月1日まで  
② 昭和47年5月から同年8月まで  
③ 昭和50年11月から51年8月まで

私は昭和44年4月1日から継続してA社に勤務しており、申立期間①は同社B支店に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。申立期間①を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。申立期間②については、標準報酬月額（5万6,000円）が私の記憶と違うので、6万8,000円に訂正してほしい。申立期間③についても、標準報酬月額（16万円）が私の記憶と違うので、17万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録、A社本店から提出された「年金記録の確認に係る雇用証明について」の回答及び事業主の証言から判断すると、申立人は同に継続して勤務し（昭和48年9月1日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和48年8月の厚生年金保険被保険者原票において確認できる月額変更の記録から、オンライン記録に48年8月1日に9万8,000円の標準報酬月額変更記録を追加した上で、標準報酬月額を9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、沖縄の本土復帰（昭和 47 年 5 月 15 日）前の標準報酬月額（6 万 8,000 円）より低額の 5 万 6,000 円であることが確認できるが、この理由については、申立期間当時の社会保険事務担当者名が不明であり、A 社 B 支店の申立期間当時の支店長は既に死亡しているため確認できない上、申立人と同時期に同社同支店に勤務していた大半の同僚の標準報酬月額も復帰前に比べて低くなっている。

また、A 社本店は、「申立期間当時の状況については、資料が残っていないため不明」と回答しており、申立人の申立期間②の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録とは一致しており、不自然な訂正等が行われた形跡は確認できない。

申立期間③について、申立人の A 社 C 事務所での昭和 50 年 10 月の標準報酬月額は 17 万円であるのに対し、同社本店に転勤した同年 11 月 1 日の標準報酬月額は 16 万円となっていることが確認できる。このことについて、同社本店は、「具体的な金額については資料がないため不明であるが、県外で勤務した時は、地域手当の支給があった。」と回答しているところ、同僚は、「C で勤務していた時は、1 万円ぐらいの県外勤務手当（地域手当）が支給されていた。」と述べている。

また、A 社本店は、「申立期間当時の資料が残っていないため不明」と回答しており、申立人の申立期間③の報酬月額及び厚生年金保険控除額について確認できない。

さらに、A 社本店において、昭和 51 年 9 月 1 日に申立人に係る標準報酬月額変更届が提出されていることが確認でき、標準報酬月額が 16 万円から 18 万円に増額（2 等級の変更）されているところ、標準報酬月額変更届は、従前の標準報酬月額と比べ 2 等級以上の差が生じた場合に提出することとなっていることから、申立人の主張する標準報酬月額（17 万円）では月額変更届の提出要件に該当しない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録とは一致しており、不自然な訂正等が行われた形跡は確認できない。

このほか、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち昭和63年8月から同年12月までは26万円、平成元年1月及び同年2月は24万円、同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月から同年9月までは24万円、同年10月は36万円、同年11月は32万円、同年12月は22万円、2年1月は36万円、同年2月は22万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は26万円、3年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月は30万円、4年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月は32万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、5年1月から同年6月までは30万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から6年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年10月までは30万円、同年11月及び同年12月は28万円、7年1月は26万円、同年2月から同年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年10月から8年7月までは22万円、同年8月は28万円、同年9月は24万円、同年10月から9年4月までは26万円、同年5月は28万円、同年6月は38万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月及び10年1月は30万円、11年1月から同年8月までは24万円、16年12月及び17年1月は16万円、同年2月は17万円、同年3月から18年8月までは20万円、同年9月から19年7月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和 63 年 8 月 17 日から平成 11 年 9 月 1 日まで  
② 平成 16 年 12 月 1 日から 19 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②についてねんきん定期便の記録と自分が保管している給与明細書の記録を照合したところ、厚生年金保険料の金額及び給与の額が、国の記録の標準報酬月額と相違しているので、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書（写し）により確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額等から、昭和 63 年 8 月から同年 12 月までは 26 万円、平成元年 1 月及び同年 2 月は 24 万円、同年 3 月は 34 万円、同年 4 月は 32 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 24 万円、同年 10 月は 36 万円、同年 11 月は 32 万円、同年 12 月は 22 万円、2 年 1 月は 36 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月は 22 万円、同年 8 月は 24 万円、同年 9 月は 26 万円、同年 10 月は 22 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 26 万円、3 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 32 万円、同年 3 月は 34 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 30 万円、同年 7 月は 34 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 30 万円、同年 10 月は 38 万円、同年 11 月は 36 万円、同年 12 月は 30 万円、4 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 26 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 9 月は 26 万円、同年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 26 万円、同年 12 月は 28 万円、5 年 1 月から同年 6 月までは 30 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 26 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月から 6 年 1 月までは 30 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月から同年 10 月までは 30 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 28 万円、7 年 1 月は 26 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 28 万円、同年 5 月は 26 万円、同年 10 月から 8 年 7 月までは 22 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月から 9 年 4 月までは 26 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 30 万円、同年

9月は28万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月及び10年1月は30万円、11年1月から同年8月までは24万円、16年12月及び17年1月は16万円、同年2月は17万円、同年3月から18年8月までは20万円、同年9月から19年7月までは19万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成7年6月から同年9月までの期間及び10年2月から同年12月までの期間については、給与明細書(写し)に記載された報酬月額(7年6月は27万1,358円、同年7月は28万8,395円、同年8月は32万3,000円、同年9月は32万4,108円、10年2月及び同年3月は33万5,240円、同年4月及び同年5月は34万9,050円、同年6月は32万1,430円、同年7月は31万5,906円、同年8月及び同年9月は32万1,430円、同年10月及び同年11月は34万9,050円、同年12月は36万2,860円)に見合う標準報酬月額(7年6月及び同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は32万円、10年2月から同年5月までは34万円、同年6月から同年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は36万円)はオンライン記録により確認できる標準報酬月額(7年6月から同年9月までは22万円、10年2月から同年7月までは24万円、同年8月から同年12月までは18万円)よりも高額であるものの、給与明細書(写し)により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(7年6月は1万8,850円、同年7月は1万8,150円、同年8月及び同年9月は1万8,850円、10年2月から同年7月までは2万820円、同年8月から同年12月までは1万5,615円)に見合う標準報酬月額(7年6月から同年9月までは22万円、10年2月から同年7月までは24万円、同年8月から同年12月までは18万円)はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が得られず不明であるが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 19 日から 30 年 5 月 27 日まで  
私は無断欠勤により会社を退職したので、その後会社に行ったことも無いし、会社の人とも会ったことは無いので、申立期間に係る脱退手当金を受け取っておらず、同手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す記録が有るとともに、脱退手当金支給額は、法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録を見ると、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間が未請求となっているが、当該未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と申立期間の同番号は別番号で管理されており、申立期間当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な処理であるとは言えない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職した昭和 30 年 5 月から同制度が施行された 36 年 11 月までの間、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 44 年 12 月 10 日まで  
申立期間において、私はA社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は申立期間においてA社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 41 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち、40 年 3 月 1 日から 41 年 10 月 31 日までについては、適用事業所となっていない。

また、A社は昭和 53 年 8 月 31 日に適用事業所でなくなっており、既に事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

さらに、複数の同僚は、「A社の正社員は、20 人ほどいた。」と述べているが、申立期間の同社の従業員の厚生年金保険の加入状況について確認したところ、同社が適用事業所となった昭和 41 年 11 月当時、従業員で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは 10 人であり、その後多いときでも同被保険者となっているのは 16 人であることが確認できる上、そのうち一人の同僚は、「私は、39 年 11 月からA社に勤務していたが、厚生年金保険に加入した記録は 43 年 3 月からとなっている。入社当初は国民健康保険組合に加入する話は聞いたが、厚生年金保険の加入については会社から話はなかったので、私が厚生年金保険に加入していることは知らなかった。」と述べていることから、同社の一部の従業員について、厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。